

2021年1月6日

組合員の皆様  
組合員ホール利用者の皆様

利根保健生活協同組合  
専務理事 原澤 裕

## コロナ第三波を踏まえた組合員活動の対応について

日頃からの地域活動でのご活躍に心より敬意を表します。

さて、群馬県の「警戒度4」への引き上げをはじめ、1都3県では「緊急事態宣言」の発出準備がされるなど、コロナ第三波は拡大の一途をたどっております。

当生協では、職員は『職員行動指針』、組合員は『班会・サークル活動の新しいルール』に沿って、感染対策を十分に講じた上で活動・行動をしてきておりますが、現状を踏まえて下記対応をとらせていただくことと致します。

従前にお示ししてある『班会・サークル活動の新しいルール』に加えて、次のことを守っていただきますよう、ご理解・ご協力をお願い致します。

1. 群馬県の警戒度が緩和されるまで、全事業所の「組合員ホールを利用停止」とします。
2. 通常の班会、会議等の活動は現状では制限しません。『班会・サークル活動の新しいルール』を厳守し、少人数・短時間で3蜜を避け、手指消毒・換気・マスク着用・十分な間隔を確保するなど、参加者が互いにチェックし合ってください。
3. 外出する際は、マスクを着用し、「5つの場面」(①飲食を伴う懇親会等②大人数や長時間に及ぶ飲食③マスクなしでの会話④狭い空間での共同生活⑤居場所の切り替わり)に十分注意し、感染を防ぐ対策を実施してください。
4. 班員や組合員同士のつながりを重視し、電話や通信機器を使った交流は積極的に推進していきます。適切なコミュニケーションは大事にしましょう。
5. 支部や班、組合員からの電話相談には積極的に応じます。

ご不明な点や相談等がありましたら、生協くらしサポートセンターへご連絡下さい。

(☎0278-22-2300)

以上